別表第11の１のイ中「778単位」を「784単位」に、「695単位」を「701単位」に、「661単位」を「666単位」に、「633単位」を「638単位」に、「596単位」を「601単位」に改め、同１のロ中「251単位」を「255単位」に、「579単位」を「587単位」に、「744単位」を「753単位」に改め、同１のハ中「778単位」を「784単位」に改め、同表を別表第10とする。

別表第12の１のイ中「742単位」を「748単位」に、「662単位」を「667単位」に、「629単位」を「634単位」に、「604単位」を「609単位」に、「567単位」を「572単位」に改め、同１のロ中「251単位」を「255単位」に、「579単位」を「587単位」に改め、同１のハ中「267単位」を「270単位」に、「160単位」を「162単位」に改め、同１のニ中「267単位」を「270単位」に、「160単位」を「162単位」に改め、同１のホ中「742単位」を「748単位」に改める。

別表第12の１の注３中「第５条第13項」を「第５条第12項」に改め、同表の５の６の注中「指定共同生活介護及び第16の１の注１に規定する指定共同生活援助」を「第15の１の注１に規定する指定共同生活援助及び第15の１の２の注６に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改め、同表の８の注中「第13」を「第12」に改め、同表の９の注２中「している」の下に「ものとして都道府県知事が認めた」を加え、同表を別表第11とする。

別表第13の１のイ中「833単位」を「839単位」に、「742単位」を「747単位」に、「711単位」を「716単位」に、「667単位」を「672単位」に、「631単位」を「635単位」に改め、同１のロ中「518単位」を「522単位」に、「462単位」を「465単位」に、「432単位」を「435単位」に、「421単位」を「424単位」に、「407単位」を「410単位」に改め、同表を別表第12とする。

別表第14の１のイ中「585単位」を「589単位」に、「522単位」を「526単位」に、「490単位」を「494単位」に、「481単位」を「485単位」に、「466単位」を「469単位」に改め、同１のロ中「534単位」を「538単位」に、「477単位」を「481単位」に、「444単位」を「447単位」に、「435単位」を「438単位」に、「420単位」を「423単位」に改める。

別表第14の１の注１中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同表を別表第13とする。

別表第15の１のイ中「585単位」を「589単位」に、「522単位」を「526単位」に、「490単位」を「494単位」に、「481単位」を「485単位」に、「466単位」を「469単位」に改め、同１のロ中「534単位」を「538単位」に、「477単位」を「481単位」に、「444単位」を「447単位」に、「435単位」を「438単位」に、「420単位」を「423単位」に改める。

別表第15の１の注１中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同表を別表第14とする。

別表第16を次のように改め、同表を別表第15とする。

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ　共同生活援助サービス費(Ⅰ)

⑴　区分６	645単位
⑵　区分５	528単位
⑶　区分４	449単位
⑷　区分３	383単位
⑸　区分２	294単位
⑹　区分１以下	257単位

ロ　共同生活援助サービス費(Ⅱ)

⑴　区分６	594単位
⑵　区分５	477単位
⑶　区分４	398単位
⑷　区分３	332単位
⑸　区分２	243単位
⑹　区分１以下	211単位

ハ　共同生活援助サービス費(Ⅲ)

⑴　区分６	561単位
⑵　区分５	444単位
⑶　区分４	365単位
⑷　区分３	299単位
⑸　区分２	210単位
⑹　区分１以下	181単位

ニ　共同生活援助サービス費(Ⅳ)

⑴　区分６	675単位
⑵　区分５	558単位
⑶　区分４	479単位
⑷　区分３	413単位
⑸　区分２	324単位
⑹　区分１以下	287単位

ホ　経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費　142単位

注１　イからホまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第15の１の２の注１において同じ。）に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第１項第１号に掲げる世話人（注３において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注２に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

４　ハについては、注２及び注３に規定する指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

５　平成27年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の⑴から⑶までの場合に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

⑴　注２に規定する指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	434単位
㈡　区分５	388単位
㈢　区分４	356単位

⑵　注３に規定する指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	383単位
㈡　区分５	337単位
㈢　区分４	305単位